

監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年8月2日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木 達雄

監査結果の措置対象

市民福祉部*1（こども園）

新城こども園、千郷東こども園、千郷中こども園、千郷西こども園、
長篠こども園、鳳来こども園、鳳来西こども園、山吉田こども園、
大野こども園、作手こども園

*1：現在の健康福祉部

監査結果報告年月日

平成29年3月28日

監査結果に対する措置通知年月日

平成29年7月12日

講じた措置等の内容

【こども園】

《指摘事項》

備品管理において、物品一覧表と相違する事例があった。最新の物品一覧表を年度毎に備え付けるとともに、物品管理規則に従い年に1回は現物と照合し確認されたい。

《是正措置内容》

物品一覧表については、システム上、各園での打ち出し印刷ができないため、毎年度当初にこども未来課で打ち出し印刷したものを各園に配付し、現物との照合を行うよう改善しました。

《意見》

廊下等への物品の設置については、消防法に定める避難経路を確保することは当然であるが、子ども目線での園児の安全確保に留意されたい。

《措置内容》

園長会において、全園対象に避難経路の再確認と併せ、子ども目線での安全確保に留意するよう指示しました。また、こども未来課による園回り等において、確認及び指導していきます。